

真のタックスプレイヤーをめざす

UENO



NO.484



公益社団法人
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

平成 30 年度税制改正

法人課税

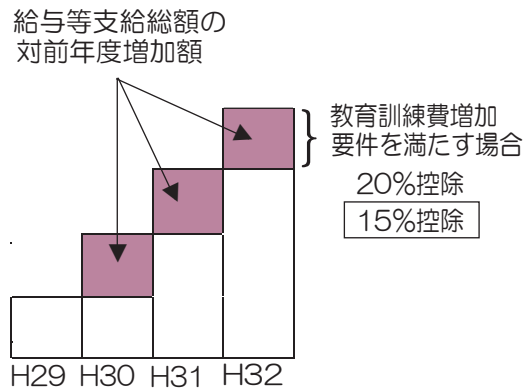
賃上げ・生産性向上のための税制

生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを強力に後押しする観点から、賃上げや国内投資に積極的な企業の税負担を軽減するとともに、賃上げや国内投資に消極的な企業に係る租税特別措置の適用要件の見直しを行います。

(1) 賃上げ及び投資の促進に係る税制

- 生産性向上のための国内設備投資や人材投資、持続的な賃上げを促す観点から、十分な賃上げや設備投資を行った企業について、賃上げ金額の一定割合の税額控除ができる措置を講じます。
- リカレント教育等人材投資を増加した企業に対しては、税額控除率を上乘せします。
 ※平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年(2021 年)3 月 31 日までの間に開始する事業年度において適用します。
 ※中小企業における措置については、次頁(4)をご参照ください。

要件等
<p>■ 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率 3%以上 ・国内設備投資額：当期の減価償却費の総額の 9 割以上 <p>■ 税額控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与等支給総額の対前年度増加額の 15%の税額控除 ・教育訓練費増加要件（当期の教育訓練費\geq前期・前々期の教育訓練費の平均の 1.2 倍）を満たす場合には控除率を 5%上乘せ（\rightarrow合計 20%） ・税額控除額は法人税額の 20%を限度



(2) 情報連携投資等の促進に係る税制

企業の内外におけるデータを連携・高度利活用すること等により生産性の向上を図る等、「生産性向上特別措置法」の要件を満たすものとして認定された計画に基づく投資の促進に係る税制（特別償却又は税額控除）を創設します。
 ※生産性向上特別措置法の施行の日（平成 30 年 6 月 6 日）から平成 33 年（2021 年）3 月 31 日までの間に取得等をする設備について適用します。

【要件】

1. 計画の認定

- ①データ連携の内容
 - ・社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
 - ・企業の競争力における重要データをグループ企業間や事業所間で連携
- ②セキュリティ面
 - 必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家が担保
- ③生産性向上目標
 - 投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること
 - ・労働生産性：年平均伸率 2%以上
 - ・投資利益率：年平均 15%以上 など

2. 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 \geq 3%

課税の特例の内容

- 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア※ 器具備品 機械装置	30%	[要件 1.2. を満たす場合] 5% (法人税額の 20%を限度)
		[要件 1 のみを満たす場合] 3% (法人税額の 15%を限度)

最低投資合計額：5,000 万円

※開発研究用資産を除く。

器具備品及び機械装置にあつては、ソフトウェアと同時に取得するものに限る。

(3) 租税特別措置の適用要件の見直し

所得が増加している（当期の所得金額＞前期の所得金額）にもかかわらず、賃上げと国内設備投資のいずれもほとんど行わない（継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\leq 0\%$ かつ 国内設備投資額 \leq 当期の減価償却費の総額の1割）大企業については、「研究開発税制」等の租税特別措置の一部について、その適用をしないこととします。

※平成30年4月1日から平成33年（2021年）3月31日までの間に開始する事業年度において適用します。

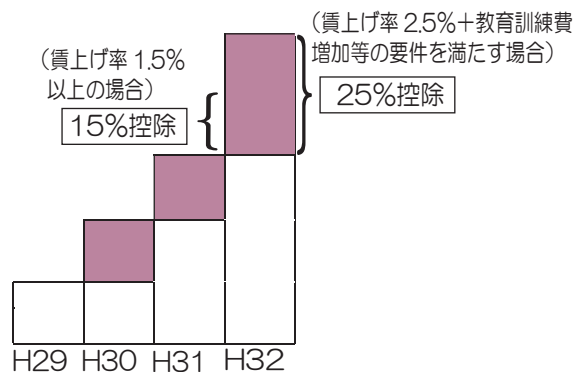
(4) 中小企業における賃上げの促進に係る税制

○中小企業における持続的な賃上げを促す観点から、賃上げ金額の一定割合の税額控除ができる措置を講じます。

○さらに、高い賃上げを行い、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、税額控除率を上乘せします。

※平成30年4月1日から平成33年（2021年）3月31日までの間に開始する事業年度において適用します。

要件等	
■ 要件	・継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上
■ 税額控除	<ul style="list-style-type: none"> ・給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件※を満たす場合には、控除率を10%上乘せ（→合計25%） ・税額控除額は法人税額の20%を限度



※教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

- ①当期の教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費の1.1倍
- ②中小企業等経営強化法の認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことの証明

消費課税

(1) 国際観光旅客税の創設

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、国際観光旅客等の出国1回につき1,000円の負担を求める国際観光旅客税を創設します。

※平成31年1月7日（月）以後の出国に適用します。

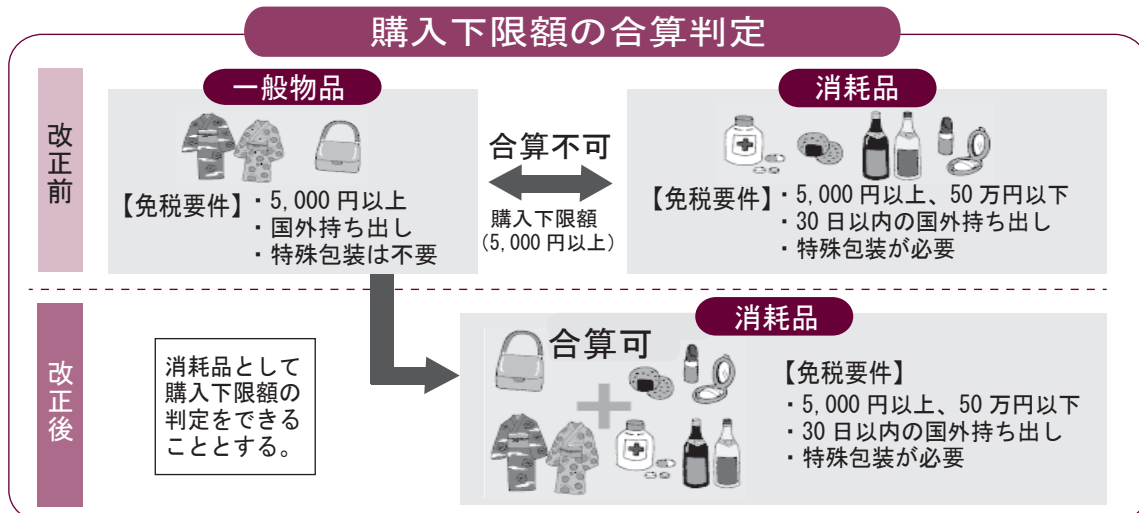
（同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く）

(2) 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上

外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の効率化等を図る観点から、

- ①一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とします。

※平成30年7月1日から適用します。



- ②紙による免税販売手続（購入記録票のパスポートへの貼付・割印）を廃止し、免税販売手続を電子化します。
※平成32年（2020年）4月1日以後に行う免税販売について適用します。ただし、平成33年（2021年）9月30日までは、紙による免税販売手続も認められます。

公益社団法人上野法人会 第7回通常総会

地域の発展と活力ある法人会を目指して

平成30年6月12日(火)

東天紅上野本店3階「鳳凰の間」
午後5時30分～第一部 表彰状・感謝状 贈呈式
第二部 第7回通常総会
東天紅上野本店8階「ザ・ルーキス」
午後6時30分～第三部 懇談会



▲長澤会長

第一部では役員として20年以上ご奉仕頂いた方2名に表彰状、10年以上ご奉仕頂いた方5名に感謝状、そして会員増強にご協力頂きました5社の代表者に感謝状を贈呈しました。

また、東京国税局長表彰受彰の方1名をご披露申し上げます。

表彰状・感謝状贈呈式

<表彰状20年以上>

竹町支部御徒町二丁目地区
小出 祐宏 様
東上野支部東上野稲神地区
小竹 茂文 様



▲代表 小竹様

<感謝状10年以上>

理事 下平 一彦 様
竹町支部長者町一丁目地区
安田 勝亮 様
入谷支部上根岸地区
渡邊 誠 様
入谷支部仲入谷地区
込山 隆士 様
入谷支部光和会地区
幡野 隆二 様



▲代表 下平様

<会員増強感謝状>

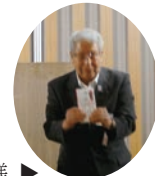
朝日信用金庫 本店 様
合羽橋支店 様
上野支店 様
西町支店 様
日本郵便株式会社 台東三郵便局 様



▲代表 伊藤様

<ご披露>

東京国税局長表彰
熊倉 健二 様



ご披露 熊倉様 ▶

第7回通常総会

<第二部>

通常総会は、平成30年3月末正会員数2,884社中、委任状による出席1,299社、会員の本日の出席164社、合計1,463社となり、過半数を超えており適正に成立致しました。

報告事項
第1号報告 平成29年度事業報告の件
第2号報告 平成30年度事業計画の件
第3号報告 平成30年度収支予算の件
議案
第1号議案 平成29年度計算書類等(決算)承認の件
" 監査報告の件

定足数の発表



▲委任状を掲げる
関青年部会幹事



▲議長 長澤会長



▲佐藤副会長



▲常見事業委員長



▲永井事業副委員長



▲平野会計



▲小林会計



▲吉田監事

御祝辞

通常総会が終了して、来賓の皆様にご祝辞を頂きました。



▲東京上野税務署
三森署長



▲台東区役所
吉田区民部参事



▲東京都台東区税務事務所
長田所長



▲上野青色申告会
山口相談役

公益社団法人上野法人会 源泉部会 女性部会 社会貢献活動



皆様のご厚意で多くの切手、新品タオル、プルタブ等を頂きました。これからも続けてまいりますのでご協力お願い致します。

源泉部会長 川俣 満晴
女性部会長 中立由美子

公益社団法人上野法人会 第7回通常総会 <第三部>

懇談会



▲挨拶 長澤会長



▲来賓ご紹介

右から、東京上野税務署大溪副署長
同 衛藤法1統括官
同 小堀上席国税調査官
東京税理士会上野支部興津支部長
上野納税時番組合連合会野池副会長
上野間税会前田副会長
東京商工会議所台東支部小田副会長



▲乾杯
政木顧問



▲中締め
上田常任顧問



▲提携ご紹介

右から、大同生命保険(株)様
AIG損害保険(株)様
アフラック様



▲新入会員ご紹介

右から、(株)前田総合研究所様
(株)ハッピーエナジー様
台東総合法律事務所様
(株)ビットベース様
日本トレイダーチ(株)様

第三部は8階「ザ・ルーキス」にて、懇談会が開催されました。最初に長澤会長の挨拶がありました。

続いて、ご来賓のご紹介、提携会社のご紹介、新入会員のご紹介が、そして乾杯のご発声は政木顧問が担当され、上田常任顧問の締めくくりまで和やかに歓談が続きしました。



▲司会
中立常任理事

TKK 東法連特定退職金共済会

特定退職金共済制度
DVD 視聴

総会開始前に、公益財団法人東法連特定退職金共済会（当会の上部組織である東京法人会連合会が母体となり52年に設立された）「特定退職金共済制度」のDVDを映写しました。

※制度の特色：従業員のための退職金を計画的に準備できます。また、公益財団法人東法連特定退職金共済会の組織を通じて、退職金制度が確立でき、優秀な人材の確保、従業員の意欲向上、定着化に役立ちます。従業員のための退職金を計画的に準備できます。



公益社団法人
上野法人会

土居利光氏講演会

【と き】平成30年6月12日(火)
16:00～17:20

【と ころ】東天紅上野本店3階「鳳凰の間」

～上野動物園・前園長が語る動物園のあれこれ～
動物園の役割と楽しみ方



▲日本パンダ保護協会会長
土居利光氏



▲講演会 来場者に
ポストカードのプレゼント

(写真提供 (公財)東京動物園協会)



▲司会 志賀常任理事

6月12日午後4時より、東天紅上野本店3階「鳳凰の間」において土居利光氏による講演会を開催致しました。土居先生は、東京都首都整備局企画部、環境局生態系保全担当課長を経て、自然公園課長として自然保護の仕事を行いました。多摩動物公園園長、恩賜上野動物園園長を歴任され、現在は日本パンダ保護協会会長、首都大学東京客員教授としてご活躍されています。上野にははとてまなじみの深い方でございます。

講演では、写真や動画を活用し、テーマである動物園の役割や楽しみ方を分かり易くお話して頂きました。折しも当日は、上野動物園のパンダ「シャンシャン」の1歳の誕生日という事もあり、パンダのお話もして頂き、みなさん熱心に聞き入っております。先生のお人柄が溢れた温かい楽しい講演会でした。

高齢者雇用 対策は、 ダイバーシティ管理の宝庫

高齢対策は、多様な人材管理の基礎

いまや、70歳雇用時代。厚生労働省の調査では、70歳以上まで働ける企業の割合が22.6%となり、過去最高になった。こうなると企業に高齢者がいるのはごく当たり前のことで、高齢者対策といった施策は必要がないように思われる。しかし、ちょっと待ってほしいのだ。これまで国と企業が行ってきた高齢者対策は、単に高齢者の効率的な働き方の追求だけではない。若年者のキャリア形成、ミドル期のキャリア固有化、高齢期の職業人過程までの職業生涯にわたるもので、若・中・高の三世代が能力を最大限に発揮できる職場づくりを目指したものだ。つまり、高齢対策は、多様な人材の活性化を追求するダイバーシティ管理の基礎となりうるもので、働き方改革の宝庫でもある。

従業員満足が、これからの企業戦略

事例を紹介しよう。この会社は、精密部品を加工する専門メーカーで、経営環境の悪化で若い人材が流出し、高齢者と農家の兼業主婦中心の従業員構成になった。70人の従業員のうち30%が高齢者。この中高年軍団で生産性を上げるにはどうしたらよいかを追求した。その結果、「人は人らしい仕事をする、機械は機械らしい仕事をする」という考え方に転換した。仕事は機械がする、人はそれを管理する。その基本が職場のジョブ・リ・デザインで、現場担当者が機械を管理しやすいようにするため生産機器すべてを調査し、視力、重量物、判断力・注意力を要するやりにくい作業は、すべてラク

にできる自社開発のオリジナル専用機に切り替えた。また、従業員がいつでも機器の試作ができるように「自由研究室」を設置した。この改善は、すべて従業員が実施するもので、経営層はいっさい口出しはしない。一定以下の金額であれば、決済も必要ない。

この改善は工場の機器にとどまらず、人事、能力開発、勤務態様までにおよび、賃金は月給制、日給制、時間給、年俸制から、勤務についても通常勤務、一定時間勤務、半日就労などから生活ニーズに応じて選択できるようになっている。従業員が一人入れば制度が一つ増えるという考え方なのである。「企業の資源である従業員を満足させることこそ、これからの企業戦略だ」と、当時の志村英一社長は言う。この戦略で、若者も増え、増収増益になったことはいうまでもない。

ジョブ・リ・デザインが基本

これからの企業は、付加価値の高い商品、サービスを提供できるマネジメント力、開発力、業務推進力をもったゼネラリスト、スペシャリスト、エキスパートといった人材を育成していかなければならない。だからこそこの事例のように、人に仕事を合わせるジョブ・リ・デザインの考え方が必要となるのである。



高齢者雇用から見た

働き方改革の3条件

■ やる気カンパニーを作る

高齢者雇用事例は、いま問題になっている働き方改革の宝庫であると書いた。それは、高齢者を活性化させる具体策が生産効率をベースに、働きやすい職場づくりをしているからである。企業の存続と成長を図るためには、生産性の問題と人がよりよく働くための職場づくりとを共存させる必要がある。真の効率は、労働生産性の向上に委ねられ、この労働生産性を左右する主役は、働く人だからである。効率と働きやすさが共存している会社は、まさに「やる気カンパニー」なのだが、こうした高齢者対策から導き出せる働き方改革の条件は、3つある。第1条件は、だれでも、ラクに、安全に生産効率が追求できる生産システム。第2条件は、社員がおもしろく、働き甲斐、生き甲斐をもって働くことのできる職場づくり。第3条件は、多様な選択肢のある制度が用意されているか。

社員ファーストで、効率、働き甲斐追求 ■

この3条件を整備している「やる気カンパニー」が、栃木県にあるN社。この会社は、高齢者と主婦という限られた社員で生産性をあげるにはどうするかをまず追求し、「人は人らしい仕事をする、機械は機械らしい仕事をする」というコンセプトのもとに、社員の身体的、精神的な負担になる生産機器は、すべて使いやすいオリジナル専用機に改善した。この改善は、機器の開発改良からレイアウト、さらに職場要員とその勤務態様の問題まで、社員のチームで分析、実行された。これらの改善については、経営層からの

指示命令は一切出さない。この社員ファーストの考え方は、今後の働き方改革のヒントになる。生産性を追求する場合、作業速度を決めるのは、作業者の能力に加え、「意気込み」が重要な役割を演ずる。その「意気込み」を生む条件を簡単な言葉に置き換えると、使いやすい、疲れにくい、快適だ、判断しやすい、安全だ、能率的だ、満足だ、などとなり、「やる気カンパニー」の第1,2条件をクリアーすることになる。

■ 生活ニーズにより選択できる制度づくり

この会社は、また、人事、賃金、教育、勤務制度などを社員ファーストで改定した。会社が農村地帯にあり、兼業の社員も多いことから、勤務態様も、通常勤務、一定時間勤務、半日就労、ジョブペアなど多様な制度を用意している。賃金制度も、月給、日給、時間給などから選択できる。大量生産型の働き方から多品種少量生産型の働き方へ改革するヒントが、ここにある。「社長もわがまま、社員もわがまま、会社はそれを実現する場だ」といった社長の言葉がそのことを言いあらわしている。

【筆者紹介】

雇用問題コメンテーター

長嶋俊三（ながしま・しゅんぞう）

1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より（財）高齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』（清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊）、『エージレス就業社会』（共著、日本能率協会マネジメントセンター刊）などがある。

青年部会
「第7回 報告会」

女性部会
「第7回 報告会」

【と き】平成30年5月22日(火) 各報告会 17:00～
講演会 17:30～
【ところ】ホテルパークサイド 懇談会 18:30～

青年部会(志賀部会長)では、東京上野税務署大溪副署長、法人課税第一部門小堀上席国税調査官ご臨席のもと「第7回報告会」が開催されました。報告会では平成29年度事業報告・決算報告、平成30年度事業計画・予算報告、役員選任がおこなわれました。大溪副署長様より御挨拶を頂き滞りなく報告会は終了となりました。

女性部会(中立部会長)では、東京上野税務署三森署長、法人課税第一部門衛藤統括官ご臨席のもと「第7回報告会」が開催されました。報告会では平成29年度事業報告・決算報告、平成30年度事業計画・予算報告がおこなわれました。三森署長様より御挨拶を頂き滞りなく報告会は終了となりました。



第1部 報告会
第1号報告 <報告事項>
平成29年度事業報告
〃 決算報告
第2号報告
平成30年度事業計画
〃 予算報告
第3号報告 役員選任

第1部 報告会
第1号報告 <報告事項>
平成29年度事業報告
〃 決算報告
第2号報告
平成30年度事業計画
〃 予算報告



志賀青年部会長

第3部 懇談会

公益社団法人 上野法人会
第7回青年部会 報告会懇談会
第7回女性部会

青年部会、女性部会合同での懇談会が和やかに行われました。



中立女性部会長



ご挨拶: 三森署長



今年度も東京上野税務署三森署長様より女性部会「社会貢献活動」にご協力として使用済み切手を贈呈していただきました。



ご挨拶: 長澤会長



ご挨拶 佐藤青年担当副会長



ご挨拶 森重女性担当副会長



乾杯のご発声 吉田女性顧問



中締めのご挨拶 富坂青年顧問

演題

第2部 講演会

「いい病院の選び方と最新心臓手術」

田端氏は東京大学医学部、ハーバード大学大学院をご卒業後、内視鏡下心臓手術やカテーテル心臓手術など身体への負担が少ない低侵襲手術を数多く執刀されています。講演では現役執刀医ならではの目線で、「いい病院の選び方」をお話いただき、皆さん大変興味深く聞き入っていました。



東京ベイ・浦安市川医療センター 心臓血管外科部長

田端 実氏



公益社団法人上野法人会 源泉部会 第7回 報告会

【とき】平成30年5月16日(水) 15:00~17:00 セミナー
17:10~17:40 報告会
【ところ】朝日信用金庫西町ビル6階 17:45~ 懇談会



▲川俣部会長



▲高氏源泉担当副会長



▲廣川副会長



▲坂口実務担当者



源泉部会

第1回 役員・実務者担当会議

【とき】平成30年4月12日(木) 11:00
【ところ】朝日信用金庫西町ビル4階会議室

会議では第7回報告会の件について話し合われました。



▲川俣部会長



源泉部会(川俣部会長)では、去る5月16日(水)朝日信用金庫西町ビル6階において東京上野税務署三森署長をはじめ、署幹部ご臨席のもと「第7回報告会」が開催されました。報告会では平成29年度事業報告・決算報告、平成30年度事業計画・予算報告がおこなわれ、滞りなく報告会は終了となりました。

報告会

＜報告事項＞

第1号報告

平成29年度事業報告・決算報告

第2号報告

平成30年度事業計画・予算報告



▲(左から)東京上野税務署 三森署長、大溪副署長、黒木法2統括官、平部上席国税調査官

社会貢献活動



源泉部会(川俣部会長)では社会貢献としてアルミ缶のプルタブを回収して車椅子に交換し寄贈する活動を行っております。集めていただいたプルタブ750kgで『車椅子』1台に交換することができます。

集めていただいたプルタブは研修会やセミナーの際に法人会事務局にお持ちいただくか、郵送(着払可)でお送りください。



※プルタブ750kgで『車椅子』1台交換!

今後とも、皆様のご協力を
よろしくお願い致します。

＜お問い合わせ・送付先＞

公益社団法人 上野法人会
〒110-0015
台東区東上野1-2-1
朝日信用金庫西町ビル5階
TEL 5818-1151 FAX 5818-1141
Email jimukyoku@uenohoujin.or.jp

上野優申会 第17回 定時総会



【とき】平成30年5月8日(火)
【ところ】上野精養軒「藤の間」

第1部 定時総会 16:00~
第2部 講演会 16:30~
第3部 懇親会 18:00~

上野優申会では、「第17回定時総会」が、会員数101社中、出席者72社(内、委任状による出席35社)で、過半数をこえており適法に成立し開催されました。規約により馬目会長が議長となり議事を進行し、各議案とも滞りなく満場一致で承認を頂き、無事閉会となりました。

馬目会長



【総会議題】

- 1) 議事録署名人選出の件
- 2) 平成29年度事業報告承認の件
- 3) 平成29年度収支決算報告承認の件
同 監査報告承認の件
- 4) 平成30年度事業計画(案)承認の件
- 5) 平成30年度収支予算(案)承認の件

＜総会講演会＞ 元・東京都副知事 浜渦 武生 氏 講演会

「豊洲移転問題とは何だったのか」



浜渦武生氏

平成30年3月28日に、
税制改正法が成立しました。
その中で、事業承継税制の
特例についてご紹介します。

NTS 総合税理士法人 代表
公認会計士（税理士） 吉井 清信

事業承継税制とは、中小企業経営者の次世代経営者への引継を支援する税制です。後継者が先代経営者から株式の贈与を受けた場合の贈与税、あるいは先代経営者が亡くなって後継者が株式を相続した場合の相続税のうち、一定の金額について、納税を猶予する、つまり待ってくれるという

ものです。そして、一定の要件を満たすと猶予されていた税額が免除されます。

この制度について、今後5年以内に「特例承継計画」を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象として、次のような特例措置が創設されました。

項目	従来	特例
1 納税猶予の対象になる株式数	発行済株式総数の3分の2が上限	上限なし。全株式が適用対象
2 納税猶予割合（相続税）	80%（贈与税は従来から100%）	100%
3 雇用要件	承継後、5年間平均で雇用の8割を維持できなければ納税猶予を打ち切り、納税となる	5年間平均で8割以上の雇用要件を未達成の場合でも、猶予を継続可能とする
4 対象者	親族外を含む複数の株主から1人の後継者へ贈与・相続される場合が納税猶予の対象	親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象とする
5 後継者が自主廃業や株の売却を行う場合	承継時の株価を基に計算した贈与税・相続税の納税猶予額を納税	経営環境が悪化している場合は売却額や廃業時の評価額を基に納税額を再計算し、承継時に計算した納税額との差額を減免

上記1・2により、事業承継についての贈与税・相続税の負担がゼロとなります。

3は、これまで事業承継税制の制度を利用することを躊躇する要因になっていた、雇用要件を実質的に撤廃するものです。

4は、中小企業経営の実情に合わせた、多様な事業承継を支援するものです。従来にも改正が加えられています。

5は、経営環境の変化による将来の不安を軽減するものです。今回の特例制度は、従来にも事業承継税制を原則的な制度として残した上で、平成30年から平成39年までの10年間限定

の特例として設けられたものです。

特例制度の適用を受けるには、平成35年3月31日までに「特例承継計画」を都道府県に提出する必要があります。「特例承継計画」を提出しない場合は、従来にも事業承継税制に従うこととなります。

従来・特例ともに、適用後5年間は毎年、都道府県庁へ「年次報告書」を提出し、税務署へ「継続届出書」を提出します。6年目以降は3年に1回税務署へ「継続届出書」を提出することになります。

大法人について e-Tax が義務化されます !!

詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

平成30年度税制改正において「電子情報処理組織による申告の特例」（以下「e-Tax 義務化」といいます。）が創設されたことに伴い、一定の法人の方々の申告方法が e-Tax に限定されます。また、e-Tax 義務化とともに、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めることとされており、こうした施策を順次実施していくこととしております。

<e-Tax 義務化の概要>

対象税目	法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税 (注) 地方税の法人住民税及び法人事業税についても、電子申告が義務化されます
e-Tax 義務化の対象となる帳票等	申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て
対象法人	①内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人 ②相互会社、投資法人及び特定目的会社 ※消費税及び地方消費税の場合は上記法人に加え、国・地方公共団体が対象
対象手続	確定申告書、中間（予定）申告書、修正申告書及び還付申告書
施行期日	平成32年(2020年)4月1日以後開始する事業年度(課税期間)について適用 ※決算期変更などがなければ、平成33年(2021年)3月期から適用

「平成31年度税制改正に関するアンケート」回答の結果分析

税制委員長 栗原 茂

前回、広報誌に同封の「平成31年度税制改正に関するアンケート」のご回答を頂きありがとうございました。また、貴重なご意見もご記入いただきました。それを纏めて下記の意見書をつくり集計と共に東法連へ提出しました。当会アンケート結果が出ましたのでお知らせいたします。(平成30年5月)

設問 1. 法人税 / 法人実効税率		設問 7. 消費税 / 軽減税率対策補助金	
・課税ベースを拡大せず更なる引下げ	36%	・レジの導入やシステム改修は必要ない	48%
・課税ベースを拡大し更なる引下げ	31%	・補助金は利用しない	18%
・課税ベースを拡大すれば引下げは不要	14%	・補助金を利用して対応する予定	10%
設問 2. 法人関係 / 中小企業の設備投資		設問 8. 消費税 / 価格転嫁	
・設備投資はしない	56%	・全額転嫁	47%
・設備投資を検討	23%	・大部分は転嫁	28%
設問 3. 法人関係 / 中小企業の賃上げ		・一部を転嫁	11%
・賃上げ等は困難	48%	設問 9. 個人所得課税 / 給与所得控除	
・賃上げ等を検討したい	26%	・一定額以上の給与所得者の負担増は仕方ない	47%
・賃上げ等をする予定	15%	・一定額以上の給与所得者ばかりの負担はよくない	40%
設問 4. 事業承継 / 事業承継の時期		設問 10. 個人所得課税 / 公的年金等控除	
・5年以内	23%	・一定の所得の高齢者の負担は仕方ない	62%
・10年以上先	23%	・高齢者の負担を増やすべきでない	30%
・6～10年以内	21%	設問 11. 地方財源 / 森林環境税	
設問 5. 事業承継 / 事業承継税制		・多くの問題があり、評価できない	43%
・事業承継は難しい	21%	・地球温暖化防止等の観点から評価できる	30%
・円滑な事業承継が期待できる	19%	設問 12. 地方の行財政改革 (2つ回答)	
設問 6. 消費税 / 軽減税率制度		・地方議会のスリム化とチェック機能の確立	50%
・複雑な経理処理	39%	・国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲	43%
・特に問題はない	37%	・地方公務員給与の適正化など行政のスリム化	43%
・ソフトウェアの変更、新規購入	21%	・道州制の検討等広域行政による効率化	15%
・事務負担の増加による人件費増	16%	回答数 261 回答率 8.5%	

〈アンケートを昨年と比較すると〉

上場企業は2年続いたの最高益で、好況だと言われるが、当会の主な会員のような中小企業はその恩恵を受けていない。問2の設備投資の設問では56%が設備投資をしない予定と答え、問3の賃上げでは昨年は賃上げをするという答えが多かったが、今年は約半数が困難と回答した。問4の事業承継の時期については、5年以内、6～10年、10年以上先が各20%台で、承継しないを大幅に上回った。問5の事業承継税制に関しては、わからないという答えが一番多く、事業承継が期待できる、難しい、がほぼ同数であった。まだ制度が理解されていないようである。問6、問8の消費税では、軽減税率制度に関係のある企業は煩雑な経理処理、ソフトウェアの変更、人件費の増大を懸念している。価格転嫁に関しては、引き続き対策が必要である。問10の高齢者の公的年金等控除では、「一定の所得の高齢者の負担は仕方ない」が、昨年同様60%を超えた。問12の地方の行財政改革はほぼ昨年と同様であった。アンケートに記述いただいた意見は、以下の通りであるが、税制改正に関する意見に比べ、政府、政治家に対する不満が目についた。

①信頼へのゆらぎ

国税庁長官の退官等による税務行政への信頼のゆらぎ、税金の使い方への疑念や、天下り問題、納税意識の低下などの指摘もあり、また、事務手続きの簡素化、効率化への要望が見られた。

②事業承継税制

10年間の特例でなく、欧州諸国にあるように恒久制度にすべき。

相続時の株式の評価が高いと、日常の経営活動が抑制的になり、日本経済にマイナスとなる。

③消費税

内税、外税混在の問題。消費税理解への啓蒙活動。簡易課税制度の見直し。

④設備投資の促進

設備投資の課税標準の特例処置を建築物まで拡張。

平成31年度税制改正意見書

資産税

- ・事業承継税制。平成30年度税制改正において、10年間の特例として株式の制限の撤廃、納税猶予割合の引き上げ、雇用確保要件の弾力化、複数の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度が創設された。しかし、あまり周知されている訳ではなく、10年間の特例でなく、恒常化されたい。
- ・事業承継税制。取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態により即した評価方式に見直し。

消費税

- ・価格転嫁対策。価格転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握しながら関係機関が連携のうえ確実に実行されるよう求める。

地方税

- ・固定資産税の抜本的見直し。固定資産税は都市部では地価上昇の兆しが見えており、負担軽減を求める。

法人税・消費税 申告書の書き方講座

基礎知識を学び法人税・消費税の申告書作成まで

〈全2回 連続講座〉

【日時】 平成30年
第1講座 4月19日(木) 13:30～16:30
第2講座 4月20日(金) 10:00～12:00

【会場】 朝日信用金庫西町ビル4階

例年実施している、1日税務セミナーを今回は4月19日、20日の2日間の連続講座とし、それぞれ半日ずつに分け実施しました。講師は、東京上野税務署法人課税第一部門・小堀上席国税調査官にご担当いただきました。このセミナーは企業の経理担当者の方などで、法人税・消費税申告書の書き方にまだ不慣れな方を対象として開講したものです。講座では「申告書を作成するための基礎知識」等の解説のあと、例題をもとに、法人税や消費税の申告書の作成といった課題をこなしていききました。参加者間での知識・経験の面での違いは見られましたが、皆さん真剣に受講されていました。2日間にわたるセミナーでしたが、受講者のみなさまには、今後のお仕事に活用いただければ幸いです。また、お一人で長時間の講義をご担当いただきました小堀上席、お疲れ様でございました。



【講師】 東京上野税務署 法人課税第1部門
こぼり ひろし
小堀 博司 上席国税調査官



〈実務セミナー〉

社会保険・労働保険の 実務ポイント



今回の講師・蔵中一浩氏は、話し方などがとても歯切れ良く、受講者から好評をいただいております。当会のセミナーにも何度か講師をお願いしています。蔵中氏は社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を活かし、中小企業経営の手助けを数多く行なっている一方、セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催しております。本セミナーでは、主に実務経験の浅い方を対象に、社会保険制度の概要から実際の書類を作成する実践練習まで幅広くカバーしていただきました。社会保険・労働保険は、毎月の給与計算とも密接に関係することから、その手続きは正確さを求められます。受講者の皆様からは、日頃の実務にも役立つ内容であった、との声が寄せられました。皆様、業務ご多忙の中ご参加いただきありがとうございました。

【日時】 平成30年 5月11日(金)
13:30～16:30

【会場】 朝日信用金庫西町ビル7階



講師

横浜リンケージ社労士事務所 代表
特定社会保険労務士

くらなか かずひろ

蔵中 一浩 氏

小さな会社でもできた!



〈実務セミナー〉

働き方改革 残業ゼロの労務管理

最近の企業経営においては、政府が後押しする「働き方改革」により、長時間労働の是正や多様な働き方が求められるようになりました。「長時間労働削減」「生産性向上」「人事制度」は労務の三大トピックスです。今回の講師である望月健吾氏はこれらのいずれにも通暁している方です。望月氏は残業ゼロの労務管理支援の実績 250社以上、就業規則づくり支援の実績 700社以上を有しております。講演の実績も多数こなしており、またNHK「クローズアップ現代」「あさイチ」など、専門家としてテレビ出演もされています。小さな会社でも成功した、「残業ゼロ」でも高い生産性を上げる組織づくりのポイントを、数多くの成功事例を元に具体的に解説いただきました。ご参加の皆様からも「残業に対する意識を改めて考え直した」との感想がありました。

【日時】 平成30年 5月16日(水)
15:00～17:00

【会場】 朝日信用金庫西町ビル6階



社会保険労務士法人ビルドミー・コンサルティング 代表社員
特定社会保険労務士/残業ゼロ将軍®。

もちづき けんご

講師 **望月 建吾** 氏



平成30年度 支部事業報告会

上野法人会各支部においては、それぞれ下記の日時において事業報告会を開催いたしました。各支部とも、平成29年度の事業報告、決算報告、平成30年度の事業計画、予算案は拍手をもって承認されました。

竹町支部

「台東地区センター」にて
平成30年5月21日(月) 10:30～

【研修会】 「平成30年度 税制改正について」
【講師】 小堀博司 上席国税調査官 (東京上野税務署)



麻生支部長

東上野支部

「東上野地区センター」にて
平成30年5月23日(水) 10:30～

【研修会】 「平成30年度 税制改正について」
【講師】 小堀博司 上席国税調査官 (東京上野税務署)



尾高支部長



上野支部

「上野地区センター」にて

平成30年5月15日(火) 15:30～

【研修会】 「平成30年度 税制改正について」
【講師】 小堀博司 上席国税調査官 (東京上野税務署)



土肥支部長



入谷支部

「入谷区民館」にて

平成30年5月25日(金) 17:00～

【研修会】 「平成30年度 税制改正について」
【講師】 小堀博司 上席国税調査官 (東京上野税務署)



服部支部長

金杉支部

「金杉区民館」にて

平成30年5月21日(月) 18:00～

【研修会】 「平成30年度 税制改正について」
【講師】 小堀博司 上席国税調査官 (東京上野税務署)



水野支部長

谷中支部

「山ぎし」にて

平成30年5月14日(月) 18:00～



各報告事項や今後の活動
などについて話し合われました。

〈写真右奥〉
佐藤支部長

～研修会～ 「平成30年度 税制改正について」

〈講師〉 東京上野税務署 法人課税第一部門
小堀 博司 上席国税調査官

竹町・東上野・上野・入谷・金杉の各支部では、東京上野税務署・小堀上席国税調査官による研修会を開催し、今年度の税制改正について、重要なポイント等を解説して頂きました。



小堀上席





公益社団法人上野法人会 会員サービスのご紹介

上野法人会では、会員企業の経営・福利厚生にお役立てるよう、さまざまな会員サービスをご用意しています。是非ご活用下さい。

※お問合せの際は『上野法人会』と伝えてください。

<h3>経営者大型総合保障制度</h3> <ul style="list-style-type: none"> 経営者の方が重大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し、経営に携われなくなった場合に想定される売上減少や資金調達難などのリスクから会社を守ります。 <p><大同生命保険（株）上野支社 03-3831-7050 平日9:00～17:00></p>	<h3>ビジネスガード</h3> <ul style="list-style-type: none"> 経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る。政府労働保険の上乗せ補償制度の「ハイパー任意労災」、「個人情報漏洩対策プラン」、各企業の第三者賠償に備える賠償責任プラン「STAR s」等 <p>< A I G 損害保険（株）03-3216-6611 平日9:00～17:00></p>
<h3>がん保険・医療保険・介護保険等</h3> <ul style="list-style-type: none"> がん保険、医療保険、死亡保険、介護保険の取扱いをおこなっています。 お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。 法人会会員企業で働く方がご利用できます。 <p><アフラック 0120-876-505 平日9:00～17:00></p>	<h3>貸倒保証制度（取引信用保険）</h3> <ul style="list-style-type: none"> 取引先（債務者）の法的整理事由の発生または履行遅滞の発生により売上債権が回収できない場合にお役に立てる制度です。 メリットは、与信管理の充実・向上、貸倒損失の平準化、キャッシュフローの安定化等。 <p><三井住友海上火災保険（株）東京東支社 03-3843-4631 平日9:00～17:00></p>
<h3>特定退職金共済制度（特退共）</h3> <ul style="list-style-type: none"> 従業員のための退職金準備をお手伝いします。 掛金は全額損金（又は必要経費）に算入できます。 中小企業退職金共済制度（中退共）と重複加入が可能です。 <p><東法連特定退職金共済会 東法連ホームページをご覧ください></p>	<h3>とうきょう共済</h3> <ul style="list-style-type: none"> 火災共済、生命傷害共済、自動車事故費用共済、医療総合保障共済、傷害総合保障共済、自動車総合共済等運営。 集団取扱いによる割引制度が適用されます。 上野法人会会員（事業主、その従業員、ご家族）がご利用になれます。 <p><とうきょう共済 03-3542-0271 平日9:00～17:00></p>
<h3>企業情報提供サービス</h3> <ul style="list-style-type: none"> インターネットで即時に「東京商工リサーチ」の企業情報（評点付）とAGSの「信用格付情報」がセットで入手いただけます。 登録料、月額基本料なし、ご利用分のみお支払でご利用いただけます。 <p><AGS（株）048-877-3359 平日9:00～17:00></p>	<h3>ストレスチェックサービス</h3> <ul style="list-style-type: none"> ストレスチェックの実施に当たり、企業の産業医と連携を図りながら実施体制作りから実施までサポートいたします。 WEB方式/質問紙方式の2種類の受検方法を用意しています。 <p><ダイヤル・サービス（株）03-6238-7101 平日9:00～18:00></p>
<h3>人間ドック（通年開催）</h3> <ul style="list-style-type: none"> 人間ドック1日コース（完全予約制）を会員限定価格にてご利用できます。 施設は、人間ドック・健診施設機能評価認定を受けています。 上野法人会会員（従業員及びご家族の方もご利用いただけます） <p><オリエンタル上野健診センター 上野法人会ホームページをご覧ください></p>	<h3>生活習慣病（成人病）健康診断（春・秋2回）</h3> <ul style="list-style-type: none"> 1日人間ドック形式（所要時間約2時間）を会員特別料金にてご利用できます。 「労働安全衛生法」に基づく「一般定期健康診断」としてご利用できます。 上野法人会会員（経営者ご本人、従業員・パート及びご家族もご利用いただけます） <p><（一財）全日本労働福祉協会 上野法人会会員様には健診実施1ヶ月前頃に案内を郵送></p>

<p>ラフォーレ倶楽部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラフォーレ倶楽部会員として全国の保養施設をリーズナブルな会員価格で利用可能です。 ・法人会会員（企業及びその企業の役員・従業員とその家族がご利用できます） ＜森トラスト・ホテルズ&リゾーツ 東法連のホームページをご覧ください＞ 	<p>プリンスホテル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国内各地のプリンスホテルやゴルフ場・スキー場が、優待料金でご利用になれます。 ・法人会会員（企業及びその企業の役員・従業員とその家族がご利用できます） ＜プリンスホテル 東法連のホームページをご覧ください＞
<p>四季倶楽部</p> <p>オールシーズンお一人1泊5,000円(税抜)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約開始が一般より優遇 ・期間限定の会員優待宿泊プラン等の優遇あり ・法人会会員（企業およびその企業の役員・従業員とその家族が利用できます） ＜(株) 四季リゾート 東法連のホームページをご覧ください＞ 	<p>東急ホテルズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東急ホテル」「エクセルホテル東急」や「東急REIホテル」などを常に一般向けインターネット料金より安くご利用できます。 ・法人会会員（企業およびその企業の役員・従業員とその家族がご利用できます） ＜東急ホテルズ 東法連のホームページをご覧ください＞
<p>無料宅配セミナー DVD レンタル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社や自宅にしながら、インターネットから見たいセミナー（DVD）のレンタルが無料で予約できるので忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。 ・ジャンル別タイトルを検索できるほか、コンテンツ詳細ページからサンプル動画を視聴できます。 ＜(株) イー・ブレン 上野法人会ホームページをご覧ください＞ 	<p>マイナンバー管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー管理システム『マイナンバーステーション』で、低コストで高いセキュリティを持った管理方法をご利用いただけます。 ＜(株) エフアンドエム 東法連のホームページをご覧ください＞
<p>ビジネスカード</p> <p>会員特典のある「ビジネスカード」支払に変更することで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私費利用と会社経費を分けて管理できます。 ・振込業務が削減できます。 ・支払期日を統一することで資金繰りを改善できます。 ＜(株) クレディセゾン 東法連のホームページをご覧ください＞ 	<p>クルマ関連サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスレンタカーで、カーリース、レンタカー、カーシェアリングが会員料金でご利用できます。 ・1年間の中古車保証をいたします。 ・メンテナンスサービス付きで良好な車両を維持できます。 ・法人会会員（企業及びその企業の役員・従業員とその家族が利用できます） ＜オリックス自動車 0120-773-600 平日 9:00～18:00＞
<p>東京国立博物館メンバーズプレミアムパス</p> <p>東博「メンバーズプレミアムパス割引購入券」を限定100枚(1社5枚迄)、先着順にてご提供いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常展を何度でもご覧いただけます。 ・特別展観覧券4枚を提供。(東京のみ使用可) ・上野法人会会員。 ＜東京国立博物館 上野法人会広報誌 (春号)同封チラシをご覧ください＞ 	<p>芸大「奏楽堂」演奏会を楽しむ会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年会費一口5,000円で、奏楽堂演奏会を年間6回鑑賞することができます。 ・上野法人会会員。 ＜東京芸術大学 上野法人会広報誌 (春号)同封チラシをご覧ください。＞
<p>法律相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談1時間まで無料。 ・法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。) ・法人会会員専用サービスです。 ＜東京法人会連合会 03-3357-0771 平日 9:00～16:00＞ 	<div style="border: 2px solid #800000; border-radius: 50%; padding: 20px; text-align: center;"> <p>公益社団法人 上野法人会 http://www.uenohoujin.or.jp Email jimukyoku@uenohoujin.or.jp TEL 03-5818-1151</p> <hr/> <p>一般社団法人 東京法人会連合会 http://www.tohoren.or.jp/</p>  </div>

※内容は平成30年4月1日現在のものです。

表紙 ≪初夏の辯天堂(べんてんどう)≫ 撮影: 広報委員 須賀利光

■平成30年7月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

従業員の退職金準備は

特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
 ○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
 ○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
 ○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965



資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益財団法人 **東法連特定退職金共済会**

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

上野法人会 会員の皆様へ

法人会の団体保険制度：取引信用保険

中小企業向け貸倒保証制度 ご加入のおすすめ



貸倒れリスクに備えていますか？

この制度は法人会会員専用の保険制度であり、利用することで売掛金回収の不安が軽減され、安心して取引ができます。

例えば500万円の貸倒損失を取り戻すためには…

売掛金貸倒損失 500万円	→ 利率5%の場合	必要な売上 1億円
-------------------------	-----------	---------------------

大きな負担に…

中小企業向け貸倒保証制度のメリット

NEW

自動承認限度額プランの新設!!

貴社の直近会計年度の売上高をご申告頂くことで、全取引先を保証対象とするプランです。全取引先に同一の自動承認限度額を設定。期中で追加した、お取引先も変更手続きなく自動的に保証対象となります。

与信管理の充実・向上

貴社の与信管理に引受保険会社の審査が加わり、お取引先に対する与信管理の充実・向上が図れます。

キャッシュフローの安定化

貸倒金額の一定部分を保険金として受け取ることができるので、貸倒発生時の影響を軽減することができます。

貸倒損失の平準化

貸倒リスクを一定額の保険料負担により保険に転嫁することで、費用を平準化することが可能となります。

対外信用力の向上

売上債権の保全となり、仕入先(債権者)に対する貴社の信用力の向上が期待できます。

保険期間

平成30年8月1日～平成31年7月31日

【保険期間開始後も毎月1日を補償開始日として
随時申込み(中途加入)ができます】

毎月15日までに申込みおよび保険料払込みをいただいた場合(注)の保険期間は、翌月1日～平成31年7月31日となります。
(注)保険料の払込猶予に関する特約を付帯した場合は除きます。

ご連絡先・お問い合わせ先

三井住友海上火災保険株式会社
東京東支店 法人営業課 担当：山崎

〒111-0042
東京都台東区寿4-15-7

TEL: 03-3843-4631
FAX: 03-3843-1490

このご案内は保険の特徴を説明したものです。詳細は法人会の団体保険制度：取引信用保険(中小企業向け貸倒保証制度)パンフレットをご覧ください。

B18-100141 使用期限:2019年7月31日